「高知県木材産業等高度化推進資金制度要綱」の一部改正新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| （目的）  第１条　この制度は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和５４年法律第５１号）及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和５４年政令第２０５号）並びに木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成８年法律第４７号。以下「木安法」という。）及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成８年政令第３１０号）に基づき、木材の生産及び流通の合理化の促進による木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、県内の木材の生産又は流通を担う事業者がその行う事業の合理化を推進するのに必要な資金及び県内の林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金（林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。）を低利で融通する措置を講じ、もって木材関連産業及び林業の健全な発展に資することを目的とする。    第２条　（略）    （借受資格者）  第３条　指定金融機関から貸付けを受けることができる者は、(1)の事業経営改善計画及び(2)の構造改善計画が適当である旨の知事の認定を受けた者（以下「合理化計画認定者」という。）、(3)の木材安定供給確保事業に関する計画が適当である旨の知事の認定を受けた者（以下「木材安定供給確保事業計画認定者」という。）又は(4)の林業経営改善計画が適当である旨の知事の認定を受けた者（以下「林業経営改善計画認定者」という。）とする。  (1)・(2)　　（略）  (3)　木材安定供給確保事業に関する計画  　　木安法第４条第１項に掲げる事業計画（以下「木材安定供給確保事業計画」という。）  (4)　林業経営改善計画  県内に住所を有する林業を営む者の申請に基づき、その者の作成する林業経営改善計画    （資金の種類）  第４条 この要綱に基づき、貸付けを行う資金の種類は、合理化計画認定者が該当認定に係る合理化を図るためにとるべき措置（以下「合理化措置」という。）を実施するのに必要な資金で次の(1)及び(2)に掲げるもの、木材安定供給確保事業計画認定者が当該認定に係る事業を実施するのに必要な資金で次の(3)に掲げるもの並びに林業経営改善計画認定者が該当認定に係る林業経営の改善を図るためにとるべき措置（以下「経営改善措置」という。）を実施するのに必要な資金で次の(4)に掲げるものとする。  (1)　事業経営改善計画に係る資金  　事業経営改善合理化資金  ア　素材生産等促進資金  イ 新規需要創出資金  (2)　構造改善計画に係る資金  木材高度加工資金  (3) 木材安定供給確保事業計画に係る資金  木材安定供給資金  (4) 林業経営改善計画に係る資金  林業経営改善資金  ア　林業経営高度化推進資金  イ　伐採・造林一貫作業推進資金  第５条～第１０条　　（略）  （附則）　（略）  この要綱は、令和２年４月９日から施行する。 | （目的）  第１条　この制度は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和５４年法律第５１号）及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和５４年政令第２０５号）に基づき、木材の生産及び流通の合理化の促進による木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、県内の木材の生産又は流通を担う事業者がその行う事業の合理化を推進するのに必要な資金及び県内の林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金（林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。）を低利で融通する措置を講じ、もって木材関連産業及び林業の健全な発展に資することを目的とする。    第２条　（略）  （借受資格者）  第３条　指定金融機関から貸付けを受けることができる者は、(1)の事業経営改善計画及び(2)の構造改善計画が適当である旨の知事の認定を受けた者（以下「合理化計画認定者」という。）又は(3)の林業経営改善計画が適当である旨の知事の認定を受けた者（以下「林業経営改善計画認定者」という。）とする。  (1)・(2)　　（略）  （新設）  (3)　林業経営改善計画  県内に住所を有する林業を営む者の申請に基づき、その者の作成する林業経営改善計画    （資金の種類）  第４条 この要綱に基づき、貸付けを行う資金の種類は、合理化計画認定者が該当認定に係る合理化を図るためにとるべき措置（以下「合理化措置」という。）を実施するのに必要な資金で次の(1)及び(2)に掲げるもの及び林業経営改善計画認定者が該当認定に係る林業経営の改善を図るためにとるべき措置（以下「経営改善措置」という。）を実施するのに必要な資金で(3)に掲げるものとする。  (1)　事業経営改善計画に係る資金  ア　事業経営改善合理化資金  (ｱ)　素材生産等促進資金  (ｲ) 新規需要創出資金  (2)　構造改善計画に係る資金  ア　構造改善合理化資金  (ｱ)　木材高度加工資金  (ｲ)　原木確保協定促進資金  （新設）  (3) 林業経営改善計画に係る資金  　　ア　林業経営改善資金  (ｱ)　林業経営高度化推進資金  (ｲ)　伐採・造林一貫作業推進資金      第５条～第１０条　　（略）  （附則）　（略） |